

持続可能な多自然地域づくりプロジェクト次期施策検討調査業務 仕様書

1 委託業務名

持続可能な多自然地域づくりプロジェクト次期施策検討調査業務

2 業務の趣旨

県では、令和5年度から県と市町の重層支援体制のもと「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」を推進しており、令和7年度からは、プロジェクトをさらに推進するためにプロジェクト強化学業を開始し、地域支援人材の担い手不足に対応するため①地域支援機能の充実に向けたモデル構築、②外部人材を活用した地域づくり基盤の強化を行い、本プロジェクトのさらなる推進を図っているところである。

令和8年度には、「プロジェクト検証・次期施策検討会」を設置し、R5～の集中支援期間の取り組み状況やプロジェクト強化学業の結果を踏まえ、次期施策の検討を行い、令和9年度以降の多自然地域への県の支援に関する方向性を示す。

については、これまでの調査やヒアリング結果から見えてきた新たな課題に対して、さらに調査を行い、プロジェクト検証・次期施策検討会での議論を促進する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

4 委託金額

3,300,000円以内（消費税含む）

5 委託業務の内容

下記の業務について委託する。

(1) 集落支援員に関する調査

県内市町や県外で活動する集落支援員の実情についてヒアリングやアンケートにより把握し、集落支援員が抱える課題等を整理し、プロジェクト検証・次期施策検討会に提言すること。また、県外の優良事例等についても調査を行うこと。

① アンケート調査

(i) 持続可能な多自然地域づくりプロジェクト対象市町（37市町）

(ii) (i)で活動する集落支援員

② ヒアリング調査

(i) 県内で活動する集落支援員（10人以上）

(ii) 県内で集落支援員配置済み市町（15市町）

(iii) 県外事例調査（1都道府県以上かつ県外1市町村以上）

③ その他集落支援員の現状把握等に必要な範囲

(2) プロジェクト検証・次期施策検討会への提言

(1) 事業で調査した内容について精査し、令和9年度以降の施策検討を行うプロジェクト検証・次期施策検討会に対して報告及び提言を行うこと。

また、プロジェクト検証・次期施策検討会から求めがあった場合は追加調査を行うこと。

6 仕様の確認

本事業の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県、関係者との連携のもと、円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

7 業務打ち合わせ

本業務に係る打ち合わせの時期及び回数などについては、主として次による。

- 初 回 : 作業着手時 (1回)
- 中 間 : 作業実施中 (4回)
(プロジェクト検証・次期施策検討会への参加を含む)
- 最 終 : とりまとめ段階 (1回)

8 報告書のとりまとめ (成果品の提出)

成果品は次表によるものとする。

成果品名	内 容	部数等	備 考
報告書等	①業務報告書 ②その他参考資料 (事業実績報告書の根拠となるもの) ③上記のデータ(再編可能なデータ)	各1部	

- (1) 製本上の分冊・合冊については、協議のうえ内容の区分を配慮して行うものとする。
- (2) 成果品については、別途指示する期日・場所等に提出するものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月14日条例第44号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(4) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(5) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 再委託

受託者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

また、受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、その必要性及び契約金額等（以下「再委託等に関する事項」という。）について記載した書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、受託者は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

(7) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。